

平成 29 年度尼崎市社会保障審議会 第 2 回地域福祉専門分科会会議録

1 日時

平成 30 年 3 月 2 日（金）午後 1 時から午後 3 時まで

2 場所

尼崎市役所 議員総会室

3 出席者

（委員）

辻委員、寺岡委員、西委員、波多委員、前田委員、松澤委員、松原委員、山口委員、山崎委員

（事務局）

健康福祉局長、福祉部長、障害福祉担当部長、南部保健福祉センター所長、福祉課長、高齢介護課長、包括支援担当課長、障害福祉政策担当課長、福祉相談支援課長、こども政策課長、福祉課係長、障害福祉政策担当係長、福祉課職員、

（尼崎市社会福祉協議会）

地域福祉課長、中央支部地域福祉活動専門員、小田支部地域福祉活動専門員

4 議事概要

（事務局）

皆様、お待たせいたしました。福祉課長でございます。

定刻になりましたので、ただ今から、平成 29 年度尼崎市社会保障審議会第 2 回地域福祉専門分科会を開会させていただきます。

委員の皆様方には何かとお忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

議事に入るまで、私が進行役を務めさせていただきます。

それでは、本日の委員の出席状況について、事務局より報告申し上げます。

（事務局）

現在の出席委員は 9 名であり、尼崎市社会保障審議会規則第 4 条に定める定足数を満たしております。

なお、本日の傍聴人は 3 人でございます。

（事務局）

お手元に地域福祉専門分科会委員名簿をお配りしておりますので、ご清覧願います。

また、地域福祉活動専門員の平成 29 年度の活動報告をいただきますので、尼崎市社会福祉協議会（以下「社協」という。）から地域福祉課長、中央支部の地域福祉活動専門員、小田支部の地域福祉活動専門員にご出席いただいております。

また、本日は地域福祉計画と関連のある福祉分野別計画や、南北保健福祉センターの取り組みなどをご報告させていただきますので、関係部局から市職員が多数参加しています。

本日の出席市職員につきましては、一覧をご覧ください。

よろしくお願いいたします。

それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。事務局より、お願いします。

<事務局より、資料の説明>

(事務局)

それでは、今後の議事進行につきましては、会長にお願いしたいとおもいます。よろしくお願いいたします。

(会長)

年度末のお忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

この度、社会福祉法の改正があり、これまで任意であった地域福祉計画の策定が、努力義務に改められるとともに、地域福祉計画が各福祉分野計画の上位計画として位置付けられました。

社会保障審議会が大きくなったときに、現在の地域福祉専門分科会の名称をどうしようかといおもいました。

この分科会が審議会の中核ですから、総合福祉にしようかなとかの意見がありました。

ただ、尼崎市は先陣を切ってやってこられた地域福祉という名称が捨てがたいこともあって、結果的に地域福祉という名称をつけました。

高齢者福祉、障害者福祉、子どもの福祉などありますが、それも地域福祉かという印象が残っていましたので、総合福祉という意味合いが内外に理解していただけなかったところがありました。

先ほども申し上げましたが、国では「地域福祉が各個別計画の上位計画である」ということを尼崎よりずっと遅れて言いだしたわけです。

いずれにせよ、上位計画である地域福祉計画と各個別分野計画との連携というのが、より必要になってきたという時代になってきます。

そういう意味では、それぞれの個別計画がどういう動きになっているのか、それを踏まえて来年度以降、尼崎市の総合的な福祉、包括的な福祉をどう考えていったらいいのかという課題があります。また、それに伴う組織の体制も大きな変更があります。

そこで本日の会議では個別の計画の報告並びに、地域福祉計画の中での相談支援ネットワークの中核を担う南北保健福祉センターの取り組みということを報告していただきたいと思います。

それでは、分野別計画が三つありますが、まずは、「尼崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を事務局から報告をお願いします。

<事務局より「尼崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第7期）」を説明>

(会長)

三つの計画がありますが、その報告が終わった段階で質問を受けますので、よろしくお願ひします。

それでは、次に「尼崎市障害福祉計画」について事務局から説明をお願いします。

＜事務局より「尼崎市障害福祉計画（第5期）」を説明＞

（会長）

それでは、引き続きまして「子ども・子育て支援事業計画」について、事務局から説明をお願いします。

＜事務局より「尼崎市子ども・子育て支援事業計画」を説明＞

（会長）

ありがとうございました。

非常に多岐にわたる分野や量ですので、ご質問、ご意見等があればお願いします。

特に意見がないようなので、私から質問します。

特に介護保険のことで言えることなんですが、定員確保で今大きな問題となっているのは人材の確保です。

今までの介護保険では、計画があればよかったんですが、現在ではそれに伴う福祉人材がいない。福祉人材がいないから円滑な事業運営ができないということがあります。また、同じようなことが、保育の場面や待機児童の問題でもあります。

そういうことから、計画に書き込むかは別にして、福祉人材をどう確保していくか。また、尼崎市としてはこれからどんな工夫をしていくのでしょうか。

まずは介護保険から説明をお願いします。

（事務局）

今回の計画をまとめる上で、各種団体、特養、福祉サービス事業所などの事業者からヒアリングする中で、人材の確保が話題になりました。

特に看護師などの専門的な資格を持った方の確保が難しいということがありました。計画というのは大きな枠を示すものですから、細部については記載していません。例えば、ハローワークと連携しながら、就職の面接会を実施するとかで人材確保につなげていければと考えています。

（委員）

子どもの関係ですが、「支援事業計画」の11ページの「放課後児童健全育成事業」について、特に小学1年生の児童ホーム希望者が多くなっており、待機児童も増えているということですが、これは学校によって異なっているということでしょうか。また、どのあたりの学校の待機が増えているのでしょうか。

（事務局）

地域まんべんなく待機児童が多いという状況ではなくて、地域的にマンション群が多い

ところとか、人口が急激に増えている学校区では、受け入れがオーバーフローして、局所的に待機児童が多くなっています。

例えば、J R 尼崎駅北側では、マンションが急増するとともに子ども世帯が増えた関係で、保育所や児童ホームがオーバーフローしている実態があります。

(委員)

マンション群が多い潮江地域とかの待機児童が増えているのは理解できますが、学校教育でフォローアップができるのではないかなと考えています。学校では放課後学習に力を入れてもらい、学校で宿題ができるとかという取り組みもできるので、福祉だけでなく教育と連携して子どもたちを育てていくということを福祉サイドから教育に働きかけをしてはどうかと考えています。

(事務局)

子どもたちの放課後の対策については、福祉は福祉、教育は教育というのでなく、お互いの連携が必要だと考えています。

現在、各学校における放課後学習では計算とか漢字の書き方とかの学習を行なっています。

また、各学校では子どもクラブというものもありますので、福祉分野と教育分野が連携しながら今後とも、子どもの健全育成に努めていきたいと考えています。

(会長)

ほかに意見等がありましたらお願いします。

(委員)

高齢者保健福祉計画の生活支援サポーターの件ですが、育成と登録数がどうなっているのでしょうか。また、実際には介護の現場にはつながっていないと思うんですが、何が課題なのでしょう。そして、行政として予定していることや今後したいこととかあればお願いします。

(事務局)

生活支援サポーターは約 300 人ぐらい養成されていますが、実際に雇用につながっているのは 10 名程度というふうに聞いています。

平成 29 年度から総合事業が始まりました。この報酬の設定ですが、尼崎市では初任者研修を受けた専門職の報酬が急激に下がるのは好ましくないということで、3 年間の経過措置を設けて、100%、90%、80%といった段階を設けました。

従って、専門の資格のある方が利用することもあります。サポーターにやってもらうと報酬の単価が下がるということもあります。

例えば、「人間関係が変わってもいいよ」と思う方には、制度が広がっていくことになり、これらの取り組みも注視しながら育成に努めていきたいと考えています。

生活支援サポーターの育成と登録については、先ほども説明しましたが、ハローワークとマッチングして、雇用とつながるような場を設定して、採用に努めていきたいと考えています。

(委員)

高齢者福祉に関してですが、私の母も施設に入っていますが、職員の担当者が毎月といってよいほど代わっています。

その原因は何かと考えますと、職員は非常に忙しい割には給料と見合っていないということです。市でも福祉関係職員に対する独自の特別手当を支給してもよいと思いますが、検討いただきたいと思います。

子どもに関してなんですが、先ほどマンションが増えたからという説明がありましたが、尼崎市公共施設マネジメント計画にもありますが、公共施設を少なくしていくことや民間移管が今後増えていくと思うんです。

そうしますと、公共施設が減る中で、若い夫婦が尼崎市に定着できるのかという側面もあります。

様々な要素を勘案して、計画の数値を出しているのかどうかを伺いたいとおもいます。

(会長)

先ほども、マンションが増加しているという説明がありましたが、例えば新駅ができるとか色々な要因があるとおもいますが、様々な地域情報をふまえた上で計画を策定しないと、どうしてもイタチごっこになってしまいます。また、想定外だということで「足りません、足りません」という繰り返しになります。

したがって、地域の情報を踏まえて計画を策定する必要があると考えています。

(委員)

高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画については、国の方針で3年ごとに改訂して制度が変わっていくということになっていますが、高齢者や介護の関係でもサービス水準がだんだん下がってきています。

障害者の関係でいえば、国も力を入れてやっていますけれども、このサービスも今後下がっていくことが予想されます。

尼崎市独自の施策も行なっているという説明がありましたが、そういった予想も考えているのでしょうか。

また、先ほど待機児童が増加しているという説明がありましたが、地域ごとに対策を別に行っているのかということを知りたいと思います。

(副会長)

介護保険に関してですが、高齢・障害の関係でいいますと、その施策について国と自治体のタイミングが合っていません。国では共生型サービスというのが提起されていますが、相互に関係性が深いものをどう運用していくのかという方向性を考えていかなければなりません。

この計画は3年ごとですから、このままいきますと、計画の内容が3年後しか尼崎市の考え方が反映されないこととなります。その間には、どのような形で具体的にどう事業を実施していくのかということは、それぞれの事業所が考えることとなります。

もう一方、行政としてどのような対応をしていくのかということを考えていく必要があります。

(会長)

各委員からいくつかの質問事項もありましたので、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

待機児童対策についてですが、提供区分ごとや地区ごとに対策を考えていきたいと考えています。

待機児童対策に関する情報の提供という意見がありましたが、例えば、マンションに入居される個々の家庭の状況を把握することは難しい面がありますし、ニーズを過大に見積もっても、供給加重となるという懸念もあります。

そうかといって待機児童対策をしないということにはなりませんので、今ある国の運用指針に従いながら対策を講じていきたいと考えています。

(事務局)

障害福祉に関する部分でいいますと、委員が言われたトレンドの部分ですね、障害者施策を拡充する方向となっており、今までなかったサービスを実施していますが、まだサービスが行き届いていない現状もあります。

地区ごとという意見もありましたが、障害に関しては行政区ごとというより、障害の種類や特性が多岐にわたることから、そういったことを見定めながら計画を推進していく予定にしています。

(会長)

国が算定の方式を出してきますが、自治体の実情に合っていないので、必ず想定外ということが出て来る可能性があります。

例えば、先ほどからも議論があるようにマンションの急増や新駅ということ。また、30年や40年前からの課題となっているシングルマザーが増えているということがあります。

シングルマザーになると、西宮市、伊丹市、宝塚市から尼崎市に転居してくる。なぜかと言いますと、尼崎市は家賃が安いし、保育制度が充実しているということから尼崎市に転居して来る方も多いとおもいます。

しかし、子どもが中学校生、とりわけ高校生になると市外に転居するケースが多く、幼児期だけ尼崎市に住んで、子どもがある程度の年齢になれば市外へ出ていくといったことで、尼崎市に定住することに繋がっていません。

こういう傾向は、30年前、40年前と変わってなくて、これは高等教育の問題が大きいのではないかと考えています。

(会長)

それでは、時間の関係もありますので、次の議題に移ります。

地域福祉計画に関連する報告についてですが、説明は、「南北保健福祉センターの設置の状況について」、「平成30年度に向けた取り組みについて」、そして、社会福祉協議会(以下、「社協」という。)から「地域福祉活動専門員の取り組みについて」を順次、説明をお願いします。

<事務局より「南北保健福祉センターの設置について」を説明>

<事務局より「平成30年度に向けた取り組みについて」を説明>
<社会福祉協議会から「地域福祉活動専門員の取り組みについて」を説明>

(会長)

まだ、発言されていない委員からご意見があればお願いします。

(委員)

社協から説明がありましたが、私も地域で「ふれあい喫茶」をやっております、高齢者を含めて様々な皆さん方が集まってくれています。

地域の高齢者が集まれる場所があるということが、有意義だと思っています。

この取り組みには、民生委員や主任児童委員も関わってくれていて、生活保護を受けている世帯の子どもも来ています。

この取り組みを色々な地域でもっと広げていければいいと考えています。

また、子ども食堂についても輪がもっと広がっていければ、見守り活動がもっと進むと思っています。

(委員)

地域福祉計画を策定する際、園田地区の子ども食堂の取り組みも話題になりました。

ある地区の委員からは、「学校が反対していてできなかった」という意見がありました。が、どんな感じで取り組みが広がっていくのでしょうか。市全体の流れはどうなっているのでしょうか。

(社協)

全体的な流れといいますと、例えば、園田地区でいいますと、それぞれの小学校区で子ども食堂が実施できないかという方向性があります。

また、他の地域の小学校をみても、子ども同士や親同士のつながりがあることから、小学校という単位というのが望ましいと考えています。

社協としての支援ですが、財政的な支援も今後とも広めていきたいと考えています。

(委員)

園田地域以外には動きがあるのでしょうか。

(社協)

社協が関わっているところだけではなく、尼崎市全体では約30箇所ぐらいあります。市内では小学校が40数校ありますが、結構取り組みが広がっているという感じを持っています。

また、新たに子ども食堂を立ち上げていこうとしている地域もありますので、これからもっと増えていくのではないかと考えています。

(委員)

ありがとうございました。

他市では、1箇所ぼつんと子ども食堂ができて、それ以外の地域では子ども食堂ができないというところがありました。

ひとつのモデルとして園田地区が進んでいるので、その波及効果が出ているのかなと思

います。

(会長)

あとは続けていくことの難しさがありますね。

材料費や費用、人手の確保が必要ですね。

南北保健福祉センターに関して伺いますが、支所はどのように変わるのでしょうか。

また、支所機能に関してですが、支所でのサービスとか相談とかはどうなるのでしょうか。

(事務局)

パンフレットのP4とP5には支所で行なう業務内容を記載しています。また、南北保健福祉センターや本庁、保健所で行なうそれぞれの業務を整理しており、窓口が広がったという理解をお願いします。

(事務局)

社協とも関わってきますが、社協に福祉の申請窓口業務を委託したことで、社協の職員が様々な市民と接します。現在、社協の支部が各支所に入っていますので、地区機能を強化できるのではないかと考えています。

(会長)

市民にとって窓口が増えるというのは、便利なことですよね。もう一方、情報が錯綜するというので、どこがその情報を管理するのか、あるいは相談を受けた時にフォローして解決までにつなげていくときの主軸はどこなのかという、責任の所在が見えにくくなっているという懸念があります。

情報の管理とかフォローアップの体制がどうなるのでしょうか。

(社協)

窓口は支所ごとに6箇所ありますが、支所ごとのばらつきがあると認識しています。

一番多いのは小田支所で、1日あたり40件から50件ほどの受付を行なっています。

その他の支所では、だいたい20件ぐらいとなっております。

申請から受付、そして相談までに引き継げる力量がまだ社協にはないのかなという感想を持っています。

(委員)

南北保健福祉センターの件ですが、南部と北部とのスペースの違いがあり、南部のほうが広くて、北部は狭い。このスペースの違いによって、市民対応に支障があるのでしょうか。

(事務局)

申請窓口の関係でいえば、南部は駐車場を改修して事務所に転用したことから、細長い事務所スペースになっており、相談窓口が相談支援の関係、生活支援の関係、福祉・障害の関係、保健の関係、生活保護の関係とかに分散しています。市民が混雑して並ばなければならないということにはなっていません。

1月に生活保護の受給者証の交換事務をしましたが、そのときでも混乱もなくスムーズに行なうことができました。

北部は5階が事務室で相談窓口がつながっており、6階には検診スペース等を設けています。北部は窓口が繋がっていますので、連携がしやすいスペースになっています。北部は阪急塚口にあり件数も多いですが、市民が混雑して並ぶとか、待ちが続いているということは、いまのところありません。

(会長)

これまでの意見を踏まえて事務局からお願いします。

(事務局)

冒頭、会長から「地域福祉計画が福祉分野計画の上位計画」という説明がありましたが、本市では平成28年度に国に先んじて、まさに横串的な「地域福祉計画」を策定しました。

また、スケジュール的にみても、地域福祉計画策定後の平成29年度に高齢者・介護保険計画、障害者計画や子どもま計画を策定しました。また、平成29年度には保健の計画も策定しました。

これらの計画については、上位計画である「地域福祉計画」の理念を基に計画を策定することができたというのは、うまくリンクできたからだと思います。また、これからはこの計画をどう実施していくのかということになります。

さらに、「地域福祉計画」にも触れていますが、平成31年度からは地域福祉を推進するというので、地域振興体制の再構築をする計画にしております。その前段の平成30年度からは、プレ事業として武庫地区を地域振興体制のモデル事業として実施する予定にしております。

地域振興センターは地域コミュニティの事業を行っていますが、これからはコミュニティを使って地域福祉を推進していき、そこの職員も縦割りではなく地域課題を担う人材を育てていくという大きな目標をもってやっていくことになっています。

その人材を育成するための研修も今後、実施していきたいと考えています。

こういった取り組みと併せて、そうした人材を地域に派遣して、地域福祉の実現をいかに達成していくかということが重要であると考えております。

(副会長)

地域福祉活動専門員の歩みの件ですが、報告書のP1に専門員が設置された経緯が記載されています。

本日の報告にもありますように、専門コーディネーターが設置されて、それが地域に定着していることは大きなきっかけになっているとおもいます。

支部単位に社協で組織されていますので、その全体の動きははどうか。そして本部機能との連携はどうか。また、この組織を行政がどうサポートしていくか、あるいは協働できるかという課題があります。

かなり地域の団体が協働し始めていますので、それをもっと押し上げていく力が必要です。

それが全体計画を支えていくことにもつながることを認識して、取り組んでいければと考えています。

(会長)

地域福祉計画にかかる大きな問題提起をいただきました。

それでは、平成 30 年度以降の地域福祉計画にかかるスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

＜事務局から「地域福祉計画の進捗状況」等について説明＞

（会長）

本日は多くの議題がありましたが、委員から意見等をありましたらお願いします。

（委員）

会長が冒頭におっしゃったマンパワーの問題です。

大阪市内の学校の例ですが、保育士とか介護福祉士などの専門職が就職するのは、これまでは大阪市内が多かったんですが、最近では大阪市内に限らず、他の地域の自治体に就職する方が増えているという傾向があります。

なぜかといいますと、自治体がかなりの助成をしています。北摂地域のある自治体では、家賃の全額を負担するとかの助成をおこなっており、全く自分たちが関わりのなかった地域に就職しているという動きが出ています。

また、専門職の養成校がない自治体では、マンパワーを寄せ付けるような人材確保政策的な取り組みが進められています。

今後、人材確保のために、このような取り組みも尼崎市でも議論していければ、他の自治体からの確保もできるのではかと考えています。

（委員）

私たち民生児童委員の職務というのは、地域に入って地域の声をいかに関係機関につないでいくかということが一番で、その活動の重要性が増しています。

地域では社協と一緒にあって、見守り活動とか民生児童委員の独自活動である友愛訪問などを進めていますが、近年では高齢化の進捗が著しいものがあります。

日常的に見守りをしているつもりですが、ある日突然、その方が亡くなるという事例もあります。身近な方のこのような報告を受けると、私たちの活動の限界はどのあたりにあるのだろうかという悩ましい問題を抱えています。

現実面での対応の仕方について、もっと民生児童委員の声を聞いて、地域が何で悩んでいるのか理解していただきたいと思います。

（会長）

ありがとうございました。

介護保険に関係で「基金の取り崩し」という説明がありましたが、どれくらいの取り崩しになっているのでしょうか。

（事務局）

約 17 億円です。

（会長）

基金の何%ですか。

(事務局)

全額です。

(会長)

それは大変ですよ。

災害が起こった時、全額基金がないということは怖いですよ。

私も神戸市や伊丹市で介護保険に関わっており、保険料の上昇を緩和するために、基金を使わざるを得ないというのは理解できますが、南海トラフ地震が発生したら大変だと思います。

(事務局)

そういうご意見があったということは、今後内部で協議していきたいと考えています。

尼崎市では兵庫県内でも介護保険料が高い。それは高齢者が多く、介護認定の割合が高かったり、所得の低い方が多いという実態があります。

一部基金を残すということも考えましたが、今回の介護保険料は前回と比べて500円とか600円とか上がっていますが、保険料の引き上げ額を緩和するために基金を活用せざるを得なかったということです。

また、災害発生時や介護のメニューが変更となる場合も想定されますので、そういった場合に対応できるように別の手立ても備えていきたいと考えています。

(会長)

南海トラフ、東南海トラフ地震が起こる確率が上がったということを国が発表しましたが、難しい判断ですね。

保険料をあまり上げたくない。しかし、利用者が多くいるのでサービスをカバーせざるを得ません。

どこの自治体でも悩んでいる課題だと思います。

市民生活の安全、安心のためにこの制度があるわけですし、本当に難しい判断だと思います。

他に意見等はありませんか。

(副会長)

先ほども申し上げましたが、国の政策の動きがかなり急ピッチですし、従来の分野別であるとか、法律別で動くのではなく、国は自治体に「やりなさい」ということになっています。そうしますと、実際にその事業を行なうためには具体的にどのような形を作っていくかが課題です。

また、地域福祉専門分科会の役割と内容ですが、本日の分科会で説明のあった内容は、全体の他の計画との兼ね合いでいいますと、全部が網羅されているわけではありません。

今日説明された計画の内容でも、それぞれの計画相互の関係性であるとか、情報の共有化であるとか、協働推進であるとかいったことは、それぞれの計画では具体的に触れられていません。

それをどんな形で具体化していくのかというのは、行政の力によるところが大きいところがあります。また、地域に期待するのであれば、地域に具体的な中身を随時示していく

必要があります。

それをどんな形で実施していくのかということが疑問として残っています。

(会長)

組織内の情報、権限の集中と分散。そして連携といった組織のあり方とも関係します。

ぜひ、組織の体制づくりについて事務局から市長に言っていただきたいと思っています。

それでは、定刻となりましたので、これで地域福祉専門分科会を終了します。

ありがとうございました。

以 上